

大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大北川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、あゆ、はぜ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（指定する区域外でのルアー釣を除く。）、たも網又はさで網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又はさで網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第4項又は第8条第1項の遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
すくい網のうち たも網 さで網 竿釣	直径50センチメートル以下とする。 端口50センチメートル以下とする。 あゆ、やまめ、いわなを対象とする場合、 竿の数は1本に限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	竿釣	6月1日から12月31日まで
やまめ、いわな	竿釣	4月1日から9月30日まで

あゆ、やまめ、いわな 以外の全魚種	竿釣	1月1日から12月31日まで
----------------------	----	----------------

- 2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託する第7条第4項第2表の(2)～(7)に示す遊漁料徴収場所に掲示するほか、組合のウェブサイト(広報紙)にて公表するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から2週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。
- 4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	大北川及び花園川で産卵のため組合が指定する区域	9月25日から10月24日まで
ルアー釣	高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線より下流の大北川の本支流並びに北茨城市華川町花園地先の第二水沼橋上流端より下流及び北茨城市華川町花園地先の花園橋下流端から北茨城市関本町才丸地先の小屋下橋上流端までの花園川の本支流	1月1日から5月31日まで
	北茨城市中郷町石岡地先の石岡橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端から高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線までの大北川の本支流並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流、北茨城市華川町上小津田地先の華川橋下流端から北茨城市華川町花園地先の第二水沼橋上流端まで及び北茨城市華川町花園地先の花園橋下流端から北茨城市関本町才丸地先の小屋下橋上流端までの花園川の本支流	6月1日から12月31日まで
コロガシ釣 (ガラ針釣)	大北川の本支流及び花園川の本支流	1月1日から5月31日まで

	北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端より上流の大北川の本支流並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川の本支流	6月1日から12月31日まで
--	--	----------------

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
ふな	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル
わかさぎ	7センチメートル
うぐい	10センチメートル
あゆ	10センチメートル
はぜ	7センチメートル
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

（釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法）

第7条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
あゆ、やまめ、いわな	手釣	2,000	10,000
	竿釣（竿の数は1本に限る）	[500]	[2,500]
	たも網、さで網		
あゆ、やまめ、いわな以外の魚種	手釣	600	6,000
	竿釣（竿の数3本以内の場合）	[200]	[1,500]
たも網、さで網			
備考 []内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ、やまめ、いわな以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。

3 第1項に定める釣に係る遊漁料（あゆ、やまめ、いわな以外の魚種）のうち釣

竿にあっては、同一人が同時に4本以上の竿を使用するときは、4本目から1本につき200円の加算金を付加して徴収する。

- 4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわなに限るものとする。

第2表 遊漁料徴収場所

あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	
事務所等名称	住 所
(1) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田 406-1
(2) 上州屋いわき泉店	いわき市泉町下川薬師前 109-1
(3) セブンイレブン北茨城磯原1丁目店	北茨城市磯原町磯原 1-97
(4) コンビニエンスモンスターかながわ	北茨城市磯原町木皿 922
(5) ヤマザキショップ 八ヶ丘うさみ	北茨城市華川町上小津田 82-1
(6) ファミリーマート高萩インター店	高萩市上手綱 3270-1
(7) 高萩ユーフィールド	高萩市下君田 682
(8) ミニストップ 北茨城インター店	北茨城市華川町臼場 174-5
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券）	
末尾の別表のとおり	

- 5 第1項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ及びいわなについては、第3表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第17号共同漁業権漁場の全部又は一部において、あゆ、やまめ及びいわな以外の魚種については第3表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第13号及び第15号を除く。）において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁証（あゆ、やまめ、いわな、うぐい以外の魚種）を所持している遊漁者に対して、その者が竿数4本以上使用しているときには、第4項に規定する加算金を課する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第3表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁 場
茨内共第2号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 （詳細）次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点
茨内共第3号	茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川 （詳細）茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端

	から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第4号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第4号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00 ア 基点第4号から292度（真方位）の線と小貝川右岸との交点
茨内共第5号	茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域 基点第5号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0 ア 基点第5号から212度（真方位）距離303メートルの点 イ 基点第5号から197度（真方位）距離213メートルの点
茨内共第6号	茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 （詳細）飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域
茨内共第9号	茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域
茨内共第10号	茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域
茨内共第11号	茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点

<p>茨内共第 12号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第 16 号と基点第 17 号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第 16 号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第 17 号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
<p>茨内共第 13号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から 128 度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第 10 号から 110 度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第 14号</p>	<p>茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流 (詳細) 次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域 基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第 10 号から 110 度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第 15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第 11 号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第 12 号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第 17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒 (真方位) の線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒 (真方位) の線との間の大北川の区域を除く。 基点第 14 号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第 14 号の 1 茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置し</p>

	<p>た標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>
--	---

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
うなぎ	置き針、穴針、つくし	300	2,000

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。